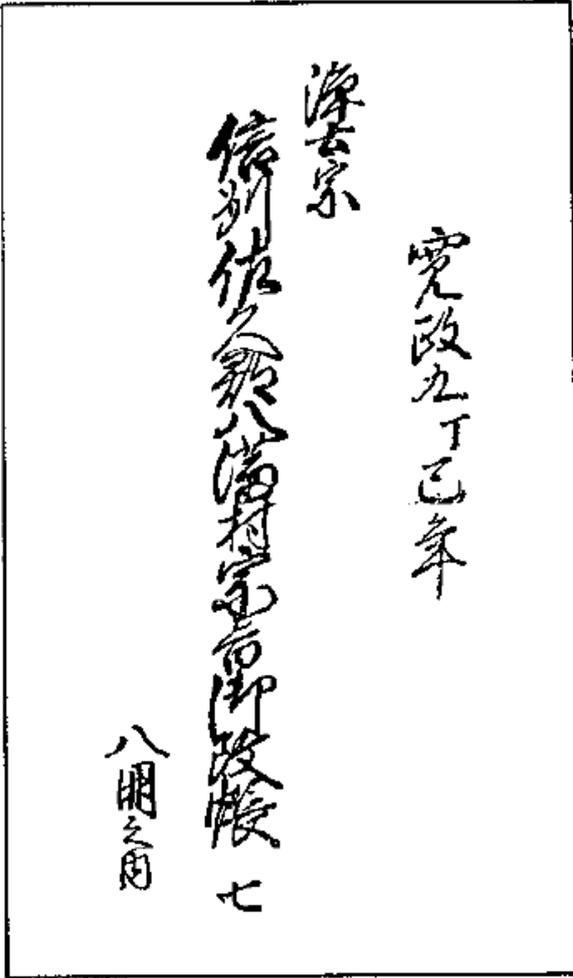


史料B 宗門人別帳

江戸幕府がキリスト教禁制を徹底させるため、幕府直轄領はもとより私領（大名の領分と旗本の知行所）の人民について、寺院にその檀徒であることを証明させた帳面。各村で作成し、幕領では遠国奉行、領主、地頭らがその支配内の分を取りまとめ、毎年十月に幕府の寺社奉行所に提出させた。

信州佐久郡八満村は寛文年間に平原村から分離独立した小さな村で、村内に寺院がなかったため、村民は近隣の塩名田宿にあった浄土宗の正縁寺を旦那寺としていたようだ。

(表紙)



塩名田宿

一 浄土宗正縁寺

信州佐久郡八満村  
正縁寺  
御役帳

同寺

女房 宛

同寺

女房 宛

差三郎 宛  
御役帳

塩名田宿

一 浄土宗正縁寺

差三郎 宛

同寺

女房 宛

同寺

差三郎 宛  
御役帳

三人内 宛  
御役帳

要八家月

海宗西海寺

要八年

同寺

要八子 亦者 七

同寺

以人 亦者 三

同寺

以人 亦者 三

同寺

亦者 八

同寺

亦者 八

同寺

亦者 二

一七六  
日  
月  
日  
月  
日  
月

人教合七振八人

日 晨 八 人 男

三 振 三 人 女

一

右每季切支子家門所改有德宗康  
宗如代是始亦五年之是始生必  
寺必在御德也之道也若寺是始  
以是始也之德判住若是始也  
度之宗若也者之度之也僧也  
中祝之住也高也也也

寛政九丁巳年

海宗  
西海寺

榴垣貞 殿

福福 寺 僧 殿